

旅行条件書

国内募集型企画旅行

社名：株式会社ハーツエージェントプロモーション
福岡県知事登録旅行業務第2-567号

この条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。
お申し込みの際には印刷の上、ご確認ください。キャンセル料につきましては、[【取消・変更について】](#)をご覧ください。
※未成年の方のツアー参加に関して※

未成年（20才未満）の方が保護者の同伴なしにご参加いただく場合、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で中学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

株式会社ハーツエージェントプロモーション

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社ハーツエージェントプロモーション(福岡市博多区博多駅前3-4-8 ダヴィンチ博多シティ2F、福岡県知事登録旅行業務第2-567号。以下「当社」)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件はこのパンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当社募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

[このページの先頭へ](#)

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- (1)当社又は当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書に所定事項をご記入し、下記に記載した申込金を添えてお申込みいただけます。申込金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものいたします。

区分	申込金(お1人)
3万円未満	6,000円
6万円未満	12,000円
10万円未満	20,000円
15万円未満	30,000円
15万円以上	代金の20%

- (2)当社らは、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段による旅行契約の予約申込を受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出と申込金の支払がなされない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込の場合は、申込金のお支払い後、当社との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。
- (4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しています。
- (5)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申込の段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただきます(以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。)。この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社らは申込金を申し受けます。(ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。)ただし、「当社らが予約が可能となった旨を通知お客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払います。
- (9)本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行なったときに成立するものとします。

[このページの先頭へ](#)

3. お申込み条件

- (1)20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加する場合があります。
- (3)慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申しい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれにお応じます。この場合、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担

いただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいは参加をお断りいただく場合があります。

- (4)当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込み日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要ならさせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (6)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

[このページの先頭へ](#)

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日にお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

[このページの先頭へ](#)

5. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行出発の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日以前起算でさかのぼって13日目にあたる日以降にお支払は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

[このページの先頭へ](#)

6. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合は、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は子ども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)「旅行代金」は、第2項の「申込金」、第13項の「取消料」、第13項(3)の「違約料」、及び第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

[このページの先頭へ](#)

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した交通機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨支持したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

[このページの先頭へ](#)

8. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2)空港施設使用料。
- (3)クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4)後希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)
- (6)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

[このページの先頭へ](#)

9. 追加代金

第6項でいう「追加料金」は、以下の料金をいいます。(あらかじめ「旅行料金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

- (1)パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加料金。
- (2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額料金。
- (3)パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテル宿泊延長のための追加料金。
- (4)パンフレット等で当社が「スーパーシート追加料金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
- (5)その他パンフレット等で「×××追加料金」と称するもの(ストレートチェックイン追加料金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追等)。

[このページの先頭へ](#)

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、気象条件、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初運送計画によらない運送サービスの提供その関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないもの及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

[このページの先頭へ](#)

11. 旅行料金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行料金及び追加料金、割引料金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行料金を変更します。ただ料金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行料金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行料金を減額します。
- (4)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払れから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備のなかったことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行料金を変更します。
- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行料金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行料金を変更します。

[このページの先頭へ](#)

12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。ここに要する手数料を別途申し受けます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しを生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行に不応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

[このページの先頭へ](#)

13. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消になる場合にはパンフレット記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額料金をいただきます。
- (2)当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取消になる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行料金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

取消料金表

取消日	旅行出発日の21日前まで	20日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日	旅行開始後 (無連絡不参加)
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

備考

- (1)取消料の金額は契約書面に明示します。
- (2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。特別補償規約につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

[このページの先頭へ](#)

14. 旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

- (1)お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込み店の書にお受けします。
- (2)お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
 - b. 第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当社がお客様に対し、第4項(2)に記載の最終旅行日程表を同項を規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- (3) 当社は本項(1)の(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の(2)により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

(2)当社の解除権

- (1)お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の(1)の規定する取消料と同をお支払いいただきます。
- (2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰りがに当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - h. 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約決済できなくなったとき。
 - i. お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - j. お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - k. お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (3) 当社は本項(2)の(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項(2)の(2)により、旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しをいたします。

[このページの先頭へ](#)

15. 旅行開始後の解除

(1)お客様の解除権

- (1)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2)お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行提供に係る部分の契約を解除することができます。
- (3)当社は本項(1)の(2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2)当社の解除権

- (1)当社は次の掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等による規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c. お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - d. お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - e. お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能なとき。
- (2)解除の効果及び払い戻し
本項(2)の(1)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けられなかった旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しをいたします。
- (3)本項(2)の(1)のa, cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- (4)当社が本項(2)の(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

[このページの先頭へ](#)

16. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、「第11項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第13項から第15項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。振込みの際、振込み手数料はお客様負担となります。
- (2)本項(1)の規定は、第18項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)お客様は出発日より1ヶ月以内に当社及びお申込店に払戻しをお申し出ください。
- (4)クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないこととなります。

[このページの先頭へ](#)

17. 添乗員

- (1)添乗員同行表示コースには、全工程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービス内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要となります。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行いません。
- (4)個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様自身で行なって頂きます。
- (5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービス及び必要な手続は、お客様ご自身で行なって頂きます。

[このページの先頭へ](#)

18. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)お客様が、次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。(1)天災地変、戦乱、暴動又はこれらが生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 (2)運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 (3)運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために行程の変更もしくは旅行の中止 (4)官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 (5)自由行動中の事故 (6)盗難 (7)運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出た場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)とします。

[このページの先頭へ](#)

19. 特別補償

特別補償につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

[このページの先頭へ](#)

20. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を受けません。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、あるいは速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責任によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様が当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・炉湯金は、運送機関が定める金額となります。

[このページの先頭へ](#)

21. オプションツアーまたは情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で「企画者：当社」と表示されます。
- (2)オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第19項(特別補償)の損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ

旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めず。

- (3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に損害に対しては、当社は第19項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨/ト又は確定書面に記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

[このページの先頭へ](#)

22. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の(1)・(2)・(3)で規定する変更を除きます。)、第6項で定める「旅行代金」に次表右欄に前を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生明らかな場合には、変更後賞金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- (1)次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行なわれているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋・設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のための必要な措置
- (2)第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひ契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払に替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金尾額 = 1件につき下記の率 × 旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様 に通知した場合
(1)パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2)パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は 観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
(3)パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のも のへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記 載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
(4)パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
(5)パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は 旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
(6)パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における 直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0%	2.0%
(7)パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
(8)パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、 設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
(9)上記(1)～(8)に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面の ツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更として取り扱います。

注2：(9)に掲げる変更については、(1)～(8)の料率を適用せず、(9)の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合(1)該当次項毎に1件とします。

注4：(4)(7)(8)に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取扱います。

注5：(3)(4)に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注6：(4)運送機関の会社名の変更、(7)宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7：(4)運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

[このページの先頭へ](#)

23. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件の点で異なります。（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。）

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発した時に成立し、当社らがe-mail等の通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ上に記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受け、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」（ただし、契約成立日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前の場合、「14日目にあたる日にあたる場合は翌営業日」）とします。
- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第14項（1）の取消料と同額の違約料を申し受け、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

[このページの先頭へ](#)

24. 国内旅行保険の加入について

ご旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お問い合わせください。

25. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申しいただいた旅行におけるサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手段に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、(1)当社ら及び当社らの提携する企業の商品やキャンペーンのご案内 (2)旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い (3)アンケートのお願い (4)特典サービスの提供 (5)統計資料の作成、にお客様の個人情報についていただくことがあります。
- (2)当社は、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご提供商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称及び企業における個人情報取扱者の氏名については、[こちら](#)をご覧ください。
- (3)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、搭乗者名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供停止を希望される場合、出発前までご確認ください。

当社個人情報の保護について

[このページの先頭へ](#)

26. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページに明示した日となります。

[このページの先頭へ](#)

27. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等はいはいたしかねます。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続は土産物店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ないます。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等は自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第18項(1)及び第22項(1)の責任を負いません。